台風時の学校の対応

平成22年まで

暴風警報解除時刻	対応（授業開始）	食事
～ 午前7時	通常授業	弁当持参
～ 午前11時	解除2時間後に授業開始	●4時間目に間に合うとき ⇒ 弁当持参 ●4時間目に間に合わないとき ⇒ 家で食事
～	休 校	―

今 後

暴風警報解除時刻	対応（授業開始）	食事
～ 午前7時	通常授業	●前日中に給食中止を決定したとき ⇒ 弁当持参 ●前日中に給食中止を決定しなかったとき ⇒ 給食提供
～ 午前11時	5時間目から授業開始	家で食事
～	休 校	―

【変更点】
●授業の中止を、①午前中 ②一日 に簡略化
⇒ 暴風警報解除の確認は、午前7時と午前11時の2回とする。
※ 保護者の判断を容易にする。
⇒ 解除後の登校のための通学団の集合時刻をあらかじめ決めておくことができる。

●午前中の授業ができそうなときは、給食を提供する。
・暴風警報の発令の可能性が低いとき
・午前7時までに暴風警報が解除されると見込まれるとき
※ 中止の決定は、前日の正午までに市教育委員会が決定する。
（保護者へのお知らせ、納入業者への発注停止のため）

【例外的な取り扱い】（市教育委員会が決定）
●前日に休校を決定
台風の強さや進路からみて、翌日の登下校に危険が及ぶと予想されるとき。
※ 保護者への「お知らせ」が渡せるよう、できるだけ正午までに決定する。
●当日午前7時に休校を決定
午前11時までに暴風警報が解除される見込みがないとき。